

八 廃 審 第 19 号  
平成 26 年 8 月 28 日

八尾市長 田中 誠太 様

八尾市廃棄物減量等推進審議会

会 長 福岡雅子

家庭ごみの有料制の導入について（答申）

1. はじめに

平成 22 年 10 月、八尾市から前期の審議会に対して、八尾市一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）についての諮問がなされ、慎重かつ活発な審議を経て、平成 23 年 12 月に答申を行いました。この答申では、ごみの発生・排出を抑制し、さらなるごみの減量・資源化を進めるとともに、ごみ処理費用負担の公平化を図ることに加え、将来、焼却工場の管理運営経費や施設整備費といった負担が必要となってくることも想定されることから、家庭ごみの有料制の導入について早期に検討を行う場を立ち上げるとともに、慎重に議論を行うことを求めました。

その後、平成 24 年 8 月 31 日付八経資第 69 号により、本審議会に対して、家庭ごみの有料制の導入について審議会としての意見を取りまとめるよう諮問があり、家庭ごみの有料制は全市民の生活に直結する課題であることから、前期の審議経過を十分に踏まえながら審議を行ってまいりました。

しかし、審議過程の中で、八尾市のごみ処理体制の根幹となるごみの焼却処理について、大阪市、八尾市、松原市による新たなごみの共同処理体制の構築に向け、平成 25 年 4 月に（仮称）大阪市、八尾市、松原市環境施設組合設立準備委員会が設置され、組合設立に向けた手続きが進められることになりました。

本審議会では、八尾市におけるごみの焼却処理にかかる状況が諮問時点と大きく変化してきたことを踏まえたうえで、八尾市におけるこれまでの指定袋制度の検証を行いました。そして、その中で明らかになった課題をもとに、ごみ減量と費用負担にかかる世代間の公平性を図る観点から、今後八尾市が取り組むべき方向性について改めて審議を行い、その結果を取りまとめました。

## 2. 審議の結果

八尾市における現行の家庭ごみ指定袋の無料配布制度は、地域を通じた配布制度のもとでスタートし、平成8年の5種分別指定袋制の実施を手始めに、平成21年10月には現行の8種分別指定袋制が確立されました。指定袋制度は、実施当初においては、分別区分の拡充に伴う市民のリサイクル意識の向上により、ごみの焼却量の大幅な削減や資源回収量の増大といった大きな効果をもたらすとともに、町会への加入促進と地域コミュニティの強化にも寄与するなど、地域における連携強化の一つの方策として定着してきました。

しかし、指定袋制度の実施から18年近くが経過する中で、市民の世帯構成やライフスタイルが多様化し、それに伴って世帯ごとのごみの排出状況も大きな違いが生じてきました。その結果、現行のような一律の基準に基づいた配布制度では、必要枚数以上の指定袋が市民に配布される場合もあり、さらなるごみの減量・資源化が困難な状況になっています。

また、八尾市を含む近畿2府4県168市町村からの廃棄物を受け入れる「大阪湾フェニックス事業」が平成39年に終了する予定であり、その後の事業継続に向けてさらなるごみの減量・資源化の強化が必要とされます。

さらに、八尾市のごみの焼却処理については、一部事務組合による広域処理が予定されておりますが、構成市はごみ処理量に応じた費用負担が求められる仕組みとなっていることから、負担軽減の観点からも、ごみの減量に向けた取り組みがより一層必要不可欠となります。

以上のこと踏まえまして、本審議会としては以下のことについて提言いたします。

### (1) 現行の指定袋制度の課題とその解決に向けた方法について

現行の指定袋制度が果たしてきた役割については既述のとおりありますが、八尾市が作製した指定袋を一定の基準に沿って無料で配布し、不足が生じた場合でも所定の手続きを経ることで入手することが可能な制度となっています。現行の制度は、ごみの適正排出・適正処理、公衆衛生の向上という視点に立てば、すべての市民に指定袋が行き渡るという点でのメリットがある一方で、多量に排出する人とごみの減量に地道に取り組む人との公平性の確保という視点に立てば、課題のある制度であると考えます。

さらに、家庭ごみの組成分析調査や指定袋の返却状況、指定袋の追加配布の状況を検証した結果、市民の世帯構成やライフスタイルの多様化に伴って各世帯に

おけるごみの排出状況も大きな違いが生じており、現行の配布基準で対応していくことが難しくなっていることが推察されます。このような状況に対応するためにも、指定袋の大きさについては、現行のように1種類のみに限定するのではなく、多様性をもたせることが望ましいと考えます。

また、指定袋の無料配布は全国的にほぼ廃止され、大阪府内では八尾市のみで採用されています。他の自治体においては、ごみの排出量に応じた負担制度を導入することで、ごみの減量化につなげていることが明らかになっております。

このような状況を踏まえ、八尾市においても現行の個人負担を伴わない指定袋制度等を見直し、ごみの排出量に応じた負担を市民が公平に負う仕組みを構築することを求めます。

## (2) 地域と連携した取り組みの構築について

八尾市における指定袋制度は平成8年の5種分別収集の実施以来、町会を通じた配布方式を採用し、地域と行政の連携を強化することで様々な廃棄物行政を進めるとともに、町会への加入促進と地域コミュニティの強化にも大きく寄与してきました。

また、昨今は小学校区を基本に、行政、地域、市民、事業者等が役割を分担し、身近な地域のまちづくりを進める地域分権を推進しています。平成25年11月には、住民が身近な地域の課題を解決するための組織として、地域に関わるさまざまな団体が参画する「校区まちづくり協議会」がすべての校区で立ち上がるなど、地域における住民の結びつきはますます重要になっています。

したがって、新たな仕組みの検討にあたっては、地域コミュニティの強化につながる手法を盛り込み、ごみの減量だけにとどまらず八尾市がめざす地域分権の推進にも寄与するような「八尾方式」のごみ減量施策を構築することを求めます。

## (3) 新方式導入時の十分な説明と啓発について

現行の指定袋制度が普及・定着していることから、新たな「八尾方式」の導入の際には、市民に対してその内容や意義について十分に説明することを求めます。

また、市民一人ひとりがごみの減量の必要性を意識し、ごみを出さないライフスタイルへ転換するよう行政の責任において啓発を進めることを希望します。

### 3. おわりに

本審議会では、八尾市におけるさらなるごみの減量・資源化の推進に向け、現在の指定袋制度の課題等を検証し、排出量に応じた負担のあり方も含めた新たな取り組みについて審議を重ねてきました。

現行の指定袋制度において培われてきた地域と連携した取り組みの精神を引き継ぎつつ、市民一人ひとりの意識の高揚とごみの排出量に応じた負担の公平性の確保につながる「八尾方式」の仕組みを構築されることを希望します。そして、それを他の自治体でも例のない先進的な制度として、市民のみならず他の自治体に向けても発信されることを期待します。

なお、現行の指定袋制度の見直し後においても、ごみの排出量の動向に注視し、さらなるごみの減量・資源化に向けた啓発・指導をはじめ、地域に密着しているごみ減量推進員の役割の明確化と連携強化など、行政が担うべき役割を果たされることを要望いたします。

現行の指定袋制度の見直しなどの様々な取り組みをもってしてもなお、ごみの減量が進まない場合には、本来の意味での家庭ごみの有料制の導入もやむを得ないものと考えます。